

公益社団法人日本精神科病院協会創立70周年記念助成事業（募集要項）

目的

公益社団法人日本精神科病院協会創立70周年を記念し、精神疾患及び精神療法に関する啓発活動などを行う団体に対して助成金を交付し、精神疾患の患者が自立して社会生活を営むことを目的とする。

＜団体要件＞

- ・精神疾患の患者と患者家族を支援することを目的に活動している団体であること
- ・活動実績が5年以上ある団体であること（設立後1年未満の団体、初年度の決算報告が終了していない団体は対象外）
- ・申請する企画（事業）を計画に従って遂行できる組織体制と能力を有すること
- ・適切な資金管理を行う能力があり、会計帳簿、契約書類、領収書等の資料帳票を管理・保管する十分な能力を有すること

助成対象となる活動

精神疾患の患者が自立して社会生活を営むための事業又は活動

助成金額

1団体：100万円を上限とする

助成期間

2019年度の4月1日以降に開始し、3月31日までに完了することを原則とします。

募集期間

平成31年2月1日（金）～平成31年2月28日（木）

選考方法

選考委員会で審議の上、理事会で決定します。審査の結果、場合によっては希望助成金額を減額させていただきます。審査結果に対しての個別のお問い合わせは原則お答えできませんので予めご了承ください。

助成金の交付時期

2019年3月下旬、指定口座への振込みにて交付予定

申請方法

提出書類（1）～（3）を下記まで郵送下さい。

（1）申請書

（2）役員名簿（様式任意）

（3）直近の決算報告書（様式任意）

<宛先>

〒108-8554

東京都港区芝浦 3-15-14

公益社団法人日本精神科病院協会 助成事業担当者 宛

留意事項

助成金の使途については下記留意すること。

（1）以下の費用に助成金は使用不可

- ・懇親会費
- ・会の活動運営費（事務所賃貸料、電話代、什器代等）
- ・その他、選考委員会にて助成金の使用は不可と判断した支出

（2）以下の場合は助成金を一部または全額返金頂きます

- ・助成事業の遂行が困難と認められた場合
- ・申請内容と著しく異なる活動を行った場合
- ・余剰金が発生した場合